

介護保険料が改正になりました

健康福祉課介護保険グループ ☎ 74 3001

平成21年度の介護保険料が改正となります。昨年度までは、虻田地区、洞爺地区の保険料が異なりましたが、今年度より同一の保険料となります。改正内容は表のとおり。

■平成21年度介護保険料

(円/年額)

段階別	保険料	旧保険料		対象者
		虻田地区	洞爺地区	
第1段階	19,800円	22,200円	20,400円	老齢福祉年金の受給者の方 生活保護受給者の方
第2段階	19,800円	22,200円	20,400円	住民税非課税世帯で、所得と年金の合計額が、80万円未満の方
第3段階	29,700円	33,300円	8,600円	住民税非課税世帯で、所得と年金の合計額が、80万円以上の方
第4段階	軽減	44,400円	40,800円	住民税課税世帯で、本人は非課税で所得と年金の合計が80万円以下の方
	通常			住民税課税世帯で、本人は非課税で上記以外の方
第5段階	49,500円	55,500円	51,000円	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満の方
第6段階	59,400円	66,600円	61,200円	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上の方

介護保険制度とは

40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定された時に、原則として費用の1割を支払って介護サービスを利用する仕組みとなっています。

被保険者の区分	サービスを利用できる方
65歳以上の方 (第1号被保険者)	介護が必要と認定された方（どんな病気やケガが原因で介護が必要になったのかは問われません）
40歳から64歳の方 (第2号被保険者)	特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方（関節リウマチや脳血管疾患などの特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

サービスを利用するには 手続きが必要

介護保険サービスを利用するためには、まず、要介護認定の申請が必要です。申請は本人や家族などのほか、ケアマネジャーも代行できます。その後、定期的に更新申請の手続きが必要となります。

介護保険サービスの利用を希望する方は、役場窓口（役場本庁、温泉支所及び洞爺総合支所）で「要介護認定」の申請をしてください。

介護保険の在宅サービス・施設サービス(主なもの)

- 訪問によるサービス
訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問看護 訪問リハビリテーション 訪問入浴介護 など
- 通所や短期入所して受けるサービス
通所介護（デイサービス）
通所リハビリテーション（デ



- イケア）短期入所生活介護（ショートステイ）など
- その他の在宅サービス

福祉用具の貸与（歩行器など） 住宅改修費の支給（現に居住している住居に限って、手すりの取付けや段差の解消など小規模な改修工事へ20万円の範囲内）に対し、工事費用の9割分が申請により償還されます。事前申請（住宅改修前）がなかった場合は給付対象外です） 福祉用具購入費の支給（腰掛便座、入浴補助用具など） など

- 施設介護サービス（要介護1以上の方が利用できます）
介護保険で利用できる施設サービスは3種類あります。介護が中心か、治療が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって利用施設を選びます。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護療養型医療施設（病院、診療所）
- 地域密着型サービス
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）で、認知症の状態にある高齢者が5人～9人で共同生活をし、介護スタッフによる入浴・排せつ・食事など日常生活の支援を受けます。